

## 第二次川越市環境基本計画【概要版】



みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した  
人と環境にやさしいまち



川越市

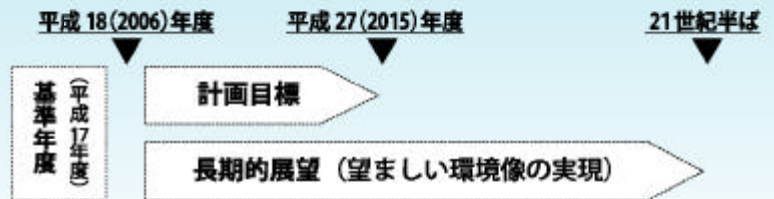
# 第1章 基本的考え方

## 1. 計画の目的

この第二次川越市環境基本計画（以下、「第二次計画」といいます。）は、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的とします。第一次計画の成果と課題を踏まえ、本市をとりまく環境や社会状況の変化などへの確に対応していきます。

## 2. 目標年度

目標年度は平成 27 年度としますが、地球環境問題など長期的視点が必要な分野もあるため、21 世紀半ばをも展望します。また、必要な場合には適宜見直しを行います。



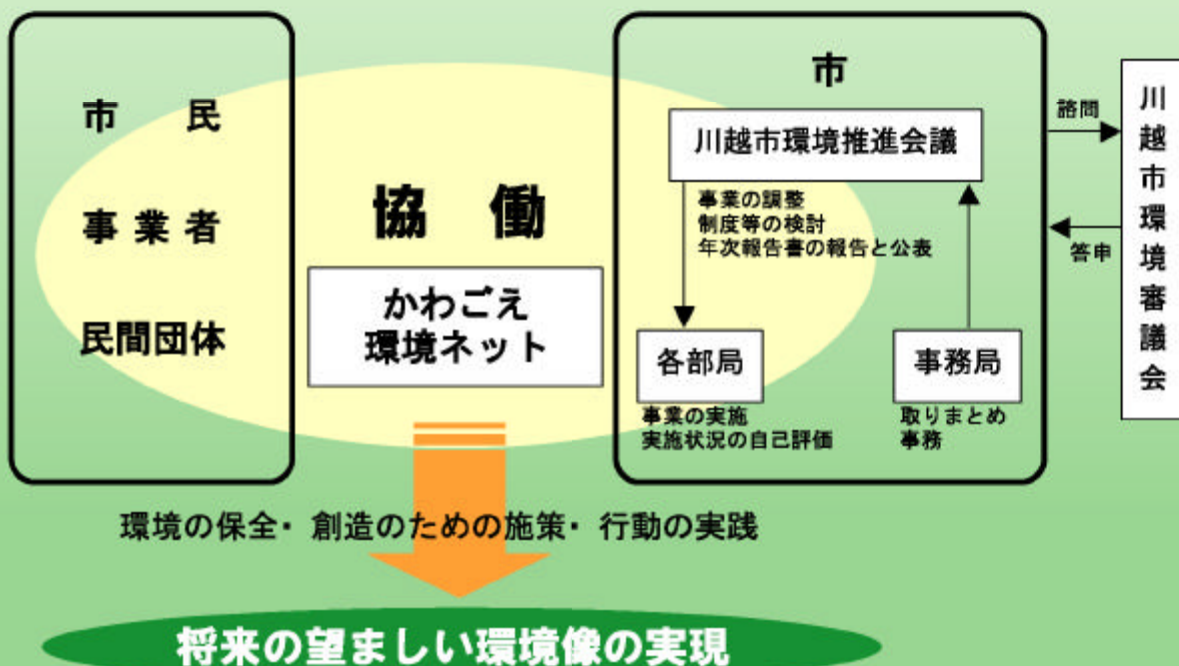
## 3. 計画の位置付け

川越市良好な環境の保全に関する基本条例（平成 18 年条例第 36 号）に基づく計画であり、地方自治法に基づく第三次川越市総合計画を上位計画と位置付け、整合を図っています。また、市が定める個別計画に対して、環境の保全・創造の基本的な方向を示します。

また、市民、事業者及び民間団体に対しては、将来の望ましい環境像の実現に向けて、日常生活や事業活動における環境の保全・創造のための環境配慮行動計画などを別途策定します。

## 4. 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、各主体の行動が原動力となると同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え協力しあう「協働」の視点が大切です。



# 第2章 環境の現状と課題

## 1. 第一次計画の現状と評価を踏まえて

第一次計画に示した施策・事業や環境指標・目標値は、おおむね計画のとおり進んだと評価されましたが、実行や効果が十分に伴わない施策も見受けられました。また、環境に関する法令が新たに制定されています。今後は、第一次計画の現状と評価、国内外の動きを踏まえ、施策を見直し、新たな環境指標・目標値の元に推進していくことが必要です。

## 2. 持続可能な地域社会の実現へ

持続可能な地域社会を構築していくためには、社会経済システムに環境配慮を織り込んでいく必要があります。そのため、環境行政の推進はもちろん、まちづくりのさまざまな分野において環境配慮を織り込むこととともに、市民、事業者、民間団体、滞在者といった各主体の行動にも環境配慮が織り込まれていくことが不可欠です。

## 3. 物の豊かさから心の豊かさへ

私たちが求めている、自然と快適な都市環境が調和した心豊かで幸せな生活のために、物の豊かさだけでなく、精神的な面からも、安心、豊かさ、快適な暮らし、歴史や文化、地域社会といったものを考慮して、本市の環境の保全・創造を考えていくことが必要です。

## 4. 地球に暮らす一員として

私たちは、地球に暮らす一員として、京都議定書に定めた温室効果ガス削減の目標の達成のため、また地球の将来のために、全地球的な課題である地球温暖化防止のための行動を起こす必要があります。

## 5. 協働による環境の保全と創造を

環境行政に対する市民の関心が高まるにつれ、かわごえ環境ネットをはじめとして、地域でのさまざまな課題に対して、自主的、積極的に取り組む動きがみられるようになってきました。市民、事業者、民間団体、行政のそれぞれが果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え協力し合う「協働」が大切です。

## 6. 環境行政における進行管理、説明責任の重要性

地方分権の先導役である中核市として、市民、事業者、民間団体の積極的な参加・参画を促進するために、事業の実施や事業の評価プロセスにおいて、できるだけ幅広い情報を提供しつつ、かつ行政として説明責任を果たすことが強く求められています。

# 第3章 計画の目標

## 1. 望ましい環境像

21世紀半ばを展望し、本市が目指す将来の望ましい環境像は、第一次計画を引き継ぎ、また第三次川越市総合計画の趣旨を踏まえ、次のとおりとします。

「みんなで作る、自然・歴史・文化の調和した 人と環境にやさしいまち」

### 施策の体系図

望ましい環境像  
みんなで作る、自然・歴史・文化の調和した  
人と環境にやさしいまち

#### 環境目標 1

地球環境にやさしく環境負荷の少ない持続可能な地域社会をつくる

1. 地球温暖化対策の推進
2. 資源循環型地域社会の形成

#### 環境目標 2

市民の健康を守り、健やかな暮らしのできる環境を確保する

3. 人と環境にやさしい交通体系の確立
4. 化学物質の拡散防止
5. 身近な水辺環境の保全

#### 環境目標 3

自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐ

6. 湧水の復活(水の循環)
7. 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全
8. 身近な生き物の生育環境の保全・創造

#### 環境目標 4

歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する

9. 歴史的文化的遺産の継承
10. 都市のうるおいの創造

#### 環境目標 5

すべての人が環境づくりに主体的に取り組み、協働するしくみをつくる

11. 環境教育・学習の推進
12. 協働のしくみづくり・人づくり

## 2. 環境目標と施策の体系

5つの環境目標を設定します。この目標を達成することによって、人にも自然にも地球にもやさしい川越市の環境を形成し、望ましい環境像を実現させていきます。環境目標それぞれについて基本方針を定め、施策を展開します。施策の体系は以下の図のとおりとします。

1-1 地球温暖化対策の推進	1-2 その他の地球環境問題への取組
2-1 4Rの推進	2-2 収集体制の整備
2-3 廃棄物処理の適正化及び処理施設の整備	
3-1 自動車公害防止対策	3-2 徒歩・自転車利用の促進
3-3 公共交通機関の利用促進	3-4 道路交通の円滑化
4-1 化学物質のリスクについての情報収集及び提供	4-2 監視・調査体制の充実
4-3 化学物質の使用及び管理	4-4 事業者への指導
	4-5 その他の対策
5-1 水質調査の充実	5-2 水質汚濁負荷の低減
5-3 水質浄化対策	5-4 身近な水辺環境づくり
6-1 節水対策(水を大切に)	
6-2 雨水貯留施設の整備及び保水・遊水機能の確保(水をためる)	
6-3 雨水及び処理水の利用促進(水を何度も使う)	
6-4 雨水地下浸透の促進(水をしみ込ませる)	
6-5 湧水地の調査及び環境整備等(湧水を復活させる)	
7-1 土地利用施策の推進による雑木林等の保全	
7-2 法律及び条例等による雑木林等の保全	
7-3 公園の整備	7-4 市民との協働による雑木林等の維持・管理
7-5 広域的な取組の推進	7-6 環境保全型農業の促進による雑木林の保全
8-1 自然保護行政の推進	8-2 身近な生き物の生育環境の保全・創造
8-3 身近な生き物の調査研究等の推進	8-4 外来生物対策
9-1 歴史的町並みの保存・整備	9-2 史跡の保存と公園整備
9-3 市民文化の創造	
10-1 景観に配慮したまちづくり	10-2 音・かおり環境の保全
10-3 住工混在地区の解消	10-4 公害の防止
10-5 環境保全に関する条例の制定	10-6 歴史と水と緑の回廊の整備
10-7 公園の整備	10-8 憩いとうるおいのある都市空間の提供
10-9 緑地の保全	10-10 緑化の推進
10-11 まちの美化の推進	10-12 観光客への配慮
11-1 環境情報の収集・活用	11-2 環境教育・学習の推進
12-1 市民・事業者・民間団体・市の協働のしくみづくり	
12-2 人材の育成・活用	12-3 市域を越えた広域連携の推進

# 第4章 施策内容

## 1. 地球温暖化対策の推進



地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接なつながりがあります。中でも、地球温暖化は、電力使用や化石燃料等の燃焼に伴う二酸化炭素の排出等が原因となり、人間の健康や経済社会活動への深刻な影響を及ぼす問題です。

私たちは、地球市民の一員としての認識のもと、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムを見直し、エネルギーや資源利用の効率の高い持続可能な地域社会を構築します。

## 2. 資源循環型地域社会の形成



廃棄物の減量・資源化は、本市の抱える種々のごみ問題にとどまらず、地球温暖化や資源の浪費といった地球環境問題にもかかわってきます。

そこで、ごみの3R（発生抑制【リデュース；Reduce】、再使用【リユース；Reuse】、再利用【リサイクル；Recycle】）と、不要なものは買わない、断るといった積極的な考え方【リフューズ；Refuse】を含めた4Rを基本として、地域から持続可能な資源循環型社会の構築に取り組みます。特に市民、事業者、民間団体との連携・協働によるごみの発生抑制に努めます。

## 3. 人と環境にやさしい交通体系の確立



広域的な交通需要や市域の特性を踏まえ、総合的な交通体系を検討し、自動車公害の防止を図ります。その際、自動車の利用を控えて、公共交通機関や自転車・徒歩の利用を重視する視点をまちづくりに取り入れ、各種対策を実施します。

## 4. 化学物質の拡散防止



私たちの暮らしは、多くの種類の化学物質をさまざまな用途に使うことによって成り立っています。化学物質は、生活に利便性をもたらす一方、慢性毒性、発ガン性、催奇形性など人体へ直接的な影響や、環境を通じて人や生態系に悪影響を及ぼす可能性（環境リスク）を持つものがあります。

市民等の安全・安心な暮らしと健康を守るため、化学物質の適正管理を徹底して環境リスクの低減を図るとともに、市民等の化学物質に対する理解や認識を深めます。

## 5. 身近な水辺環境の保全



河川等に流入する汚濁負荷を減らすとともに、汚れた水質を浄化する対策を講じます。人間川を代表とする河川や伊佐沼等について、良好な水辺環境の保全整備を図ります。

また、親水空間や水路の浄化対策などにより、身近な水辺環境を保全します。

## 6. 湧水の復活（水の循環）



雑木林や空き地等の減少、道路や駐車場の舗装化などにより浸水機能が低下し、湧水量が減少しつつあります。一方、近年多発する集中豪雨時には、地形的に低い箇所へ短期的に雨水が集中して、各地区で浸水被害が発生します。節水や雨水の一時貯留、地下浸水の施策などを通じて、水の循環を確保し、都市化される前には市内各所に見られていた湧水の復活を図ります。

## 7. 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全



都市環境的土地利用と農地や雑木林等の自然環境的土地利用のバランスを保ち、歴史的文化的にも重要な武蔵野の面影を残す雑木林等を農地や集落と一体的に保全し、市民との協働により、その維持・管理を進めます。

## 8. 身近な生き物の生育環境の保全・創造



身近な生き物の生息空間である、緑、水辺、河川などの良好な自然環境を積極的に保全するとともに、各種の公共事業や開発事業において生き物たちの生育環境を保全・創造します。

## 9. 歴史的文化的遺産の継承



本市は、蔵造りの町並みや時の鐘、菓子屋横丁、喜多院といった歴史的な町並み、河越館跡や川越氷川祭の山車行事といった有形・無形の文化財が豊富です。そこで、歴史的町並みや郷土芸能などの伝統的文化的遺産を守り、次世代へ継承するとともに、歴史的景観の保全に努めます。

## 10. 都市のうるおいの創造



歴史的町並みを地域の重要な景観資源として保全するとともに、現代的なデザインを取り入れて、良好な都市景観の形成を図ります。また、都会の喧騒の中で埋もれている音風景の保全、都市緑化や美化の推進により、都市の生活におけるうるおいの創造に努めます。

## 11. 環境教育・学習の推進



各主体が自主的に環境活動を実践するためには、日常生活や事業活動と環境とのかかわりに気づき、自分の役割や責任を理解し、行動・参加するための力を身に付けることが重要です。そのために、環境に関する情報を広く提供するとともに、多様な場・機会での環境教育・学習を推進します。

## 12. 協働のしくみづくり・人づくり



環境保全活動は、環境教育・学習や普及啓発を積極的に推進し、市民、事業者、民間団体及び市が自主的、積極的に行動し、更にそれぞれの力を合わせて団体活動や主体間の連携が協働の取組に発展してこそ、大きな効果が期待できます。そのために、第三次川越市総合計画基本構想の理念として掲げている「市民と行政の協働によるまちづくり」に基づき、各主体が協働できるしくみづくりと人づくりを推進します。

## 主な環境指標・目標値と重点施策の一覧

施策の柱	現状値 (平成 17 年度)	目標値	
		(平成 22 年度)	(平成 27 年度)
主な環境指標・目標値と重点施策			
<b>1 地球温暖化対策の推進</b>			
家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /年・世帯)	2,437	2,290	2,220
【重点】 (仮称) 川越市地球温暖化対策条例の制定、(仮称) 川越市地球温暖化対策地域推進計画の策定			
<b>2 資源循環型地域社会の形成</b>			
1人当たりのごみ排出量 (g/日)	912	892	899
【重点】 発生抑制(リフューズ・リデュース)促進、中間処理施設の整備			
<b>3 人と環境にやさしい交通体系の確立</b>			
沿道のSPM(浮遊粒子状物質)濃度 (mg/m <sup>3</sup> )	0.084	0.1以下(環境基準)	0.1以下(環境基準)
【重点】 自動車公害防止対策、徒歩・自転車利用の促進、パークアンドライドシステムの導入			
<b>4 化学物質の拡散防止</b>			
大気環境基準達成状況(一般環境)(%)	75	85	100
【重点】 リスクコミュニケーション等の促進、監視・調査体制の充実			
<b>5 身近な水辺環境の保全</b>			
生活雑排水処理率(%)	89.2	92.5	94.2
【重点】 生活排水対策、水質浄化対策、伊佐沼周辺の整備			
<b>6 湧水の復活(水の循環)</b>			
家庭雨水貯留槽設置数(基)	330	600	850
【重点】 湧水地の調査及び環境整備等(湧水を復活させる)			
<b>7 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全</b>			
市民の森など法令等による指定面積(m <sup>2</sup> )	974,691	1,300,000	1,600,000
【重点】 法律及び条例等による雑木林等の保全			
<b>8 身近な生き物の生育環境の保全・創造</b>			
ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数(箇所)	4	—	—
【重点】 身近な生き物の生育環境の創造			
<b>9 歴史的・文化的遺産の継承</b>			
都市景観重要建築物等指定数(件)	62	75	100
【重点】 歴史的町並みの保存・整備			
<b>10 都市のうるおいの創造</b>			
1人当たり都市公園面積(m <sup>2</sup> )	4.45	5.8	6.8
【重点】 音・かおり環境の保全、歴史と水と緑の回廊の整備、緑化の推進			
<b>11 環境教育・学習の推進</b>			
環境学習講座参加数(延べ人/年)	7,083	—	—
【重点】 市民による身近な環境調査、環境学習施設の整備			
<b>12 協働のしくみづくり・人づくり</b>			
かわごえ環境ネット主催の事業及び行事数(回/年)	34	40以上	50以上
【重点】 市民・事業者・民間団体・市の協働のしくみづくり、人材の育成・活用			